

令和8年度 第1回 さいたま市放課後児童対策推進委員会 議事録

1 日時

令和8年7月13日（月）午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所

武蔵浦和コミュニティセンター8階 第1集会室

3 出席者

(1) 委員

上野 茂昭 委員長 高野 直美 委員 森田 真紀子 委員 駒木根 敦子 委員
高橋 麗子 委員 渡部 秀之 委員 鶴沢 勇 委員 溝口 誠 委員

(2) 事務局

子ども未来局 子育て未来部長

子育て未来部 放課後児童課課長 外4名

教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課長 外2名

管理部 学校施設管理課長

4 欠席者

波田野 晴一 委員 豊田 由香 委員

5 議題

- (1) さいたま市子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの進捗状況について
- (2) 放課後子ども居場所事業の実施状況等について
- (3) 放課後児童クラブの実施状況等について
- (4) 放課後チャレンジスクールの実施状況等について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者の数

0人

8 審議の経過

- (1) 開会
- (2) 子ども未来局 子育て未来部長 あいさつ（略）
- (3) 審議
- (4) 事務連絡（略）
- (5) 閉会

9 審議内容

- (1) さいたま市子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの進捗状況について「資料3」

ア 事務局から説明

- ① 計画の位置づけと目標について説明
- ② 令和8年度の実績について説明
- ③ 施策推進の効果について説明

イ 質疑応答・意見交換

<駒木根委員>

先ほどの説明の中で、大砂土東小学校区の保護者会運営の放課後児童クラブを閉室したとのことがあった。民設放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業の両輪で放課後児童対策を行っていくとのこ

とであったが、閉室する際に、他の運営体への移管の希望があったのか。また、そのようなことを検討したのか。それとも、放課後子ども居場所事業が導入されるのであれば、そちらでよいのではないかと流れてしまったのか。そのあたりの情報をいただきたい。

<事務局>

大和田小学校の開校に伴い、大砂土東小学校の児童数及び放課後児童クラブ利用児童数の減少が見込まれていた。その結果、大砂土東小学校区内の保護者会が運営している3クラブについては、将来的には2クラブで対応可能になる見込みであった。

保護者会においては運営負担や支援員の雇用継続について課題を抱えており、他の事業者への運営移管についても検討していた。しかし、仮に運営主体が変わった場合でもクラブ数が減少することに伴う支援員の雇用確保の課題は残る。

そこで、大和田小学校及び大砂土東小学校に放課後子ども居場所事業を導入することで、新たな就労の場を確保できる可能性について保護者会と協議を行った。その結果、大砂土東小学校の保護者会運営の3クラブについては廃止し、放課後子ども居場所事業へ移行する方向で調整を行った。

なお、大砂土東小学校区内には社会福祉法人が運営するクラブもあり、民設放課後児童クラブ自体が全てなくなるわけではない。

<高野委員>

市としては、公設放課後児童クラブを順次廃止し、放課後子ども居場所事業へ移行していく方針なのか。

<事務局>

現時点で、全ての学校へ放課後子ども居場所事業を導入するかは未定である。待機児童対策や保護者会運営の負担軽減などの課題解決が必要な地域を優先して導入を進めている。

また、放課後子ども居場所事業を導入する学校に公設放課後児童クラブが設置されている場合には、居場所事業導入に合わせて廃止することとしている。

<鶴沢委員>

放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業では、子どもたちの過ごし方にどのような違いがあるのか。

<事務局>

子どもたちの日々の過ごし方については大きな違いはない。学校終了後に宿題に取り組み、その後校庭や室内で遊ぶといった基本的な流れは共通している。

一方で、放課後子ども居場所事業は利用児童数が多くなる傾向があり、小規模な放課後児童クラブと比べると、子ども同士や職員との距離感に違いが生じる場合がある。

<渡部委員>

令和10年までに放課後子ども居場所事業は全校への導入を目指しているのか。

<事務局>

市として全校導入を目標としているものではない。待機児童をゼロにすることを目標に掲げている。

<駒木根委員>

待機児童対策や運営負担軽減だけでなく、利用者の立場から見ると、午後5時までの利用であれば比較的低廉な費用で利用できる点を評価する声もある。対象となっていない学校区から事業導入の要望があった場合、設置を検討することはあるのか。

<事務局>

優先順位としては待機児童が発生している地域や運営負担が大きい地域を優先しているが、地域か

ら要望があった場合には、状況を踏まえて検討していく。

<鶴沢委員>

民設放課後児童クラブがある地域への放課後子ども居場所事業の導入については、慎重な検討が必要であると思う。利用料金や預かり時間の違いなどもあるため、公設・民設それぞれの役割や利用者への影響について、今後も十分に検討していただきたい。

<事務局>

御意見として承る。

(2) 放課後子ども居場所事業の実施状況等について「資料4」

ア 事務局から説明

- ① 令和8年度新規導入校について説明
- ② 事業実施校の推移について説明
- ③ 令和8年度の実施状況について説明
- ④ 令和9年度の導入予定校（当初予算）について説明
- ⑤ 令和9年度追加導入予定校（6月補正予算）について説明

イ 質疑応答・意見交換

<上野委員>

常盤小学校について、登録児童数及び利用児童数が多く、一時的に活動場所の面積が不足しているとの話を聞いている。他校でも同様の状況があると思われるが、市として各校の状況を把握し、教室の追加確保などの対応を予定しているのか。

<事務局>

常盤小学校は登録児童数及び利用児童数が非常に多く、利用者数も高い状況である。学校の協力を得ながら運営しているが、使用教室の一部に空調設備がないことから、夏休みに向けて空調整備を進めているところである。利用者数の増加が見込まれる学校については、状況を確認しながら、空調設備や活動環境の整備など必要な対応を行っていく。

<上野委員>

空調設備の整備は来年度になるのか。

<事務局>

既に財政課との協議が済んでおり、本年度中の整備を予定している。資材調達の影響等もあるが、できるだけ早期に対応できるよう進めている。

また、他校の例として、本太小学校についても登録児童数及び利用率が想定以上に高くなった。そのため、事業開始前の段階で学校や運営事業者と協議し、新たな教室を確保するとともに、動線等についても調整を行った。現在も状況を踏まえ、運営方法の改善を進めている。

<駒木根委員>

教室の確保については理解したが、支援員や補助員の確保も課題であると感じている。特に夏休みに向けて利用者数が増加する中で、運営事業者が人員確保に苦慮していないか、市として把握しているのか。

<事務局>

支援員の確保については、複数校を運営する事業者において近隣施設間で応援体制を取るなどの工夫を行っている。また、大学生への募集や市ホームページでの求人掲載などを通じて、人材確保に努めていることを確認している。

<鶴沢委員>

放課後子ども居場所事業は、職員配置等について決まっているのか。

<高野委員>

面積基準や静養スペースなどの要件も満たしているという認識でよいのか。

<事務局>

職員の配置基準は市が定めている。

また、面積基準はわくわくタイム及びゆったりタイムの利用児童1人当たり 1.65 m²以上の活動スペースを確保することを基本としている。利用児童数の増加に応じて教室数の調整を行い、面積基準を満たすよう対応している。

<高橋委員>

学校ごとに登録率や利用率に差が見られるが、地域性などの要因はあるのか。また、現在の状況は市として想定していた範囲内なのか。

<事務局>

地域性との相関については、現時点で明確な傾向は把握できていない。一方で、岩槻区など一部地域では利用率が高い傾向も見られる。また、運営事業者による違いなども考えられるため、今後分析を進めていきたいと考えている。

<鵜沢委員>

利用率や登録率の分析に当たっては、地域ごとの住宅事情や所得状況、民設放課後児童クラブの設置状況なども影響している可能性がある。単に数字だけを比較するのではなく、地域の実情を踏まえた分析が必要ではないか。

<事務局>

御意見として承る。

<上野委員>

今後の事業展開においては、地域特性も考慮しながら検討を進めていただきたいと思う。

<駒木根委員>

事業によっては月単位で利用開始や退室ができる一方、退室手続きの期限によっては他の事業へ移る際に期間が空いてしまう事例もあると聞いている。ある学区で、放課後子ども居場所事業の退所を希望する方がおり、退所するのに2か月ほどかかったと聞いている。実際にはすぐに辞められないのか。

<事務局>

入所及び退所の申請時期は一定のルールを設けている。例えば退所の場合は前月の15日までに届出が必要となるため、利用者によっては早めの手続きが必要になる。他の事業へ移る際に期間が空いてしまう点については、利用者へ周知するとともに、可能な範囲で柔軟な対応を行っていく。

(3) 放課後児童クラブの実施状況等について「資料5～8」

ア 事務局から説明

- ① 整備実績（令和7年4月2日～令和8年4月1日）について説明
- ② 区別の推移（各年度4月1日時点）について説明
- ③ 市内小学校区別放課後の居場所一覧表（令和8年4月1日時点）について説明
- ④ 放課後児童支援員等研修実績（令和7年度）について説明
- ⑤ 放課後児童支援員認定資格研修 修了者（令和7年度）について説明
- ⑥ 放課後児童支援員認定資格研修講義一覧（令和7年度）について説明
- ⑦ 放課後児童支援員等研修計画（令和8年度）について説明
- ⑧ 巡回訪問の実績（令和7年度）について説明

⑨ 巡回保育相談の実績（令和 7 年度）について説明

⑩ 巡回訪問の記録について説明

イ 質疑応答・意見交換

<高野委員>

資料 7 の支援員研修について、多くの研修を実施いただいていることに感謝している。なお、認定資格に関して、どのようにすれば資格が取れるのか伺いたい。

<事務局>

認定資格研修については埼玉県が実施しており、定められたカリキュラムを受講し、レポートを提出することで研修修了となる。その後、県から修了証が交付される。

<高野委員>

近年は AI の活用などにより、レポートだけで知識を確認することの課題も指摘されている。子どもの安全確保や適切な育成支援の観点からも、資格取得後の更新制度などについて、市としても検討していただきたい。

<上野委員>

資格取得後の更新制度とは、継続的な講習の受講などを想定しているのか。

<事務局>

現在の認定資格に更新制度はなく、一度資格を取得すれば継続して有効となる。

<高野委員>

教育学的には、研修で学んだ内容も半年から 1 年程度で忘れてしまうことが指摘されている。継続的な学びの仕組みについても検討していただければと思う。

<事務局>

市としては、県の認定資格取得で終わりではなく、支援の質を確保するため、市主催による様々なテーマの研修を継続的に実施している。こうした研修を通じて、支援員の知識や技能の向上を図っていきたいと考えている。

<高野委員>

子ども家庭庁から、子ども自身が危険回避能力を身につけられるような取組の推進が示されていると思うが、その点に関する研修についての考え方を伺いたい。昨年度から性被害防止に関する取組が進められているが、支援員が子どもへどのように働きかけるべきかも含め、研修の予定について伺いたい。

<事務局>

市主催の研修内容については、運営事業者やクラブ職員等で構成される研修検討委員会においてクラブでの課題を踏まえながら検討しているので、いただいた御意見も踏まえながら、今後の研修内容を委員会にて検討してまいりたい。

また、日本版 DBS に関する研修については、国において充実した研修資料を用意しているため、現時点で市独自の研修実施は予定していないが、今後、本市放課後児童クラブ独自の研修の必要性が高くなるようであれば、検討してまいりたい。

<駒木根委員>

国の情報は、関係団体等に所属している事業者には届きやすいが、そうでない事業者や保護者会単独で運営しているクラブでは情報を得ることが難しい。市が把握している情報については積極的に発信していただきたい。また、日本版 DBS の施行が予定されている中で、放課後児童クラブや居場所事業の事業者に対して、認定取得等に関する正式な依頼が今年度中にあるのか伺いたい。準備には相当な時間や人員が必要になるため、今後のスケジュールについても教えていただきたい。

<事務局>

法施行まで半年を切っていることから、市としても各クラブにどのような対応をお願いするかお示しする必要があると考えている。できるだけ速やかに方向性をお示ししたいが、子ども未来局所管事業においても認定対象となる事業は放課後児童クラブ以外にもあるため、全体の状況を踏まえながら検討していく。

<高橋委員>

資料 8 にある障害のある児童や特別な配慮が必要な児童への支援について伺いたい。巡回訪問の対象となっている 264 クラブ以外にも、こうした訪問を行ったクラブがあったのか。また、巡回保育相談の 15 クラブは、264 クラブに含まれるものなのか教えていただきたい。

<事務局>

巡回訪問実績の 264 クラブは、市が委託している全ての民設放課後児童クラブを対象として実施しているものである。巡回保育相談については、その 264 クラブのうち、障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童を受け入れており、支援方法等について助言を希望した 15 クラブに対して実施したものである。

<鶴沢委員>

放課後児童クラブ障害児に対応した施設が求められていたと思うが、現在も同様の基準はあるのか。

<事務局>

クラブ施設がバリアフリー化されていることが望ましいが、必須とはなっていない。

<鶴沢委員>

バリアフリー化していない場合は市からの補助金が減額されるのか。

<事務局>

バリアフリー対応の有無によって市からの運営委託料が減額されることはない。なお、障害のある児童の受入れに伴いバリアフリー化等の施設改修を行う場合には、改修費用に対する補助制度を用意している。

<鶴沢委員>

補助制度が継続されていることを理解した。

(4) 放課後チャレンジスクールの実施状況等について「資料 9 ～ 11」

ア 事務局から説明

- ① チャレンジスクール推進事業の概要について説明
- ② 放課後チャレンジスクール実施校と放課後児童クラブとの連携状況について説明
- ③ 令和 7 年度放課後チャレンジスクール実施状況等について説明
- ④ 令和 7 年度運営会議・企画会議・研修会実績（土曜・放課後共通）について説明
- ⑤ 令和 7 年度放課後チャレンジスクール訪問記録について説明

イ 質疑応答・意見交換。

<鶴沢委員>

チャレンジスクールの総予算として年間いくらまでなのか、追加予算はどのくらい認めてもらえるのか、1 校あたりの予算を教えてください。

<事務局>

予算については、各学校の実行委員会から活動計画書を出していただいているが、参加者数等、活動規模によってお金がかかる場所もあれば、かからない場所もあるので、特に 1 校あたり特定の金額というものは決めていない。毎年、活動計画に合わせた見積もりを出していただいて、それぞれの学校の状況に応じて予算を分配している。また、年間活動の途中で予算が足りなくなってしまう

場合は、年度の後半に余っている部分の中でやりくりできるか、他校の予算の執行状況を確認した上で検討している。

<鶴沢委員>

それは安心した。子どもたちの活動に制限がかかることを懸念していた。

<溝口委員>

予算を組むときには、小学校の場合は、放課後チャレンジスクールは安全管理員が8名と学習アドバイザーが2名、土曜チャレンジスクールは安全管理員が3名と学習アドバイザーが5名で基本予算を設定する。それに加えて消耗品などの運営費が加算される。

<鶴沢委員>

それから、チャレンジスクールの経費については、学校地域連携コーディネーターが管理している学校もあれば、地域のボランティアスタッフの方たちが管理している学校もあり、適正に管理されているのかを確認したい。

<事務局>

今年度より経費報告書の様式を改訂し、チェック体制の強化を図っている。

<高橋委員>

先日、さいたま市の主任児童委員の交流会に参加した際に、チャレンジスクールにボランティアとして初めて参加された方とお会いしたが、最近の学校の事情や児童との接し方を知らない方も多く、研修の実施やマニュアル等の配布等により、そういった方々向けに周知する機会を設けてほしい。

<事務局>

初心者向けの研修については、「ぼらたま」というチャレンジスクールのボランティアスタッフを募集するWEBサイトから応募された方には、事前にボランティアの基本研修を受けていただいている。「ぼらたま」を経由せず、直接チャレンジスクールに参加された方については、そういった基本研修を受けていない可能性があるため、今後対策を検討していく。御指摘いただき感謝する。

<駒木根委員>

うちの子どもがチャレンジスクールでお世話になっていた頃から、スタッフの人員不足が課題になっていたが、今、ボランティアにはどれほどの謝金を支払っているのか。

<事務局>

安全管理員としては、一回の参加につき1,200円を支払っている。

<駒木根委員>

地域にはいろいろなお知恵を持っている方がたくさんいるので、もう少し謝金が充実すれば、人員確保につながるのではないかと思います。

<事務局>

ボランティアとして活動していただける方が増えることで、活動が安定するため、確保に努めていく。

10 問い合わせ先

子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 放課後対策係

048-829-1718

教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課 家庭地域連携係

048-829-1703